

# 令和3年度三重県立学校家庭科（食物調理）教員採用選考試験実施要項

三重県教育委員会

## 【1】 趣旨

この選考試験は、令和3年度の三重県立学校家庭科教員の採用にあたり、教員としての資質に富み、心身ともに健康で、食物調理に関する技術指導をはじめとする専門的な教育を、情熱と使命感をもって継続的に実施しようとする意欲をもつ人材を選考するために実施します。

## 【2】 教員として求める人物像

- \* 教育に対する情熱と使命感をもつ人  
子どもに対する愛情や教育者としての責任感が強く、常に子どもの人格と個性を尊重した指導ができる人
- \* 専門的知識・技能に基づく課題解決能力をもつ人  
常に自己研鑽に努め、子どもとともに課題に取り組む創造性、積極性、行動力をもつ人
- \* 自立した社会人としての豊かな人間性をもつ人  
優れた人権感覚と社会人としての良識に富み、組織の一員として関係者と協力して職責を果たし、子どもや保護者との間に深い信頼関係が築ける人

三重県教育委員会は、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を作成し、その中で、教職着任時に求められる基礎的な知識や技能を、「教職を担うにあたり必要とされる素養」「教職を担うにあたり必要とされる専門性」として示しています。詳細は本要項末をご覧ください。

## 【3】 採用見込数

| 校種   | 教科・科目    | 採用見込数 |
|------|----------|-------|
| 高等学校 | 家庭（食物調理） | 約1名   |

※日本国籍を有しない人を採用する場合は、任用の期限を付さない常勤講師とします。

## 【4】一般選考

### 1 申込資格

高等学校を卒業した人または文部科学大臣において高等学校を卒業した人と同等以上の資格を有すると認められた人のうち、次の(1)(2)(3)または(1)(2)(4)のいずれにも該当する人とします。

- (1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人  
(参考：本要項【4】5(1)アの注)
- (2) 昭和36年4月2日以降に生まれた人
- (3) 専門調理師資格を現に有する人
- (4) 調理師免許を現に有し、調理師免許取得後5年以上調理の業務若しくは調理実習について教育研究若しくは実地指導の経験を有する人

\* 1 日本国籍を有しない人も受験できます。

### 2 選考試験の期日及び試験会場

- (1) 期日 令和2年12月12日（土）  
9時00分から9時30分まで 受付  
9時40分から11時40分まで 筆答試験、小論文  
12時30分から17時頃まで 面接
- (2) 会場 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館

### 3 受験上の注意事項

- (1) 受験票は試験当日受付において交付します。
- (2) 試験当日は、次のものを持参してください。  
筆記用具、時計（辞書、電卓、情報端末等の機能がある時計や、それらの機能の有無が判別しづらい時計は不可）  
返信用封筒（94円切手を貼った長形3号封筒）  
表面には、郵便番号、住所、名前・様付  
裏面左下には、「〒514-8570 津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局 教職員課 制度・採用・免許班」と記入
- (3) 試験当日は、原則として公共交通機関を利用してください。
- (4) 試験開始時刻に遅れた場合は受験できません。
- (5) 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切ってください。
- (6) 地震等の非常災害発生等により試験実施を変更する場合があります。その場合は下掲の「QRコード」からつながる三重県教員採用のウェブサイト及びTwitterに、非常災害時の緊急連絡等を掲載します。情報は12月11日（金）9時以降、随時更新されるので確認してください。

三重県教員採用のウェブサイト URL

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>)

三重県教員採用のTwitter URL

([https://twitter.com/mie\\_kyousai](https://twitter.com/mie_kyousai))



ウェブサイト

Twitter

### 4 選考試験の内容及び選考方法

#### (1) 試験の配点と内容

| 試験項目 | 配点   | 内 容  |
|------|------|--|
| 筆答試験 | 50点  | 教科内容及び教科指導上の専門知識（公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理師論、食文化概論等）について、記述式による筆答試験を行います。 |
| 小論文  | 50点  | これまでの社会経験に根ざした識見や教育に対する意欲等に関する、小論文を課します。                               |
| 面接   | 100点 | 個別面接による試験を行います。  |

#### (2) 選考方法

すべての試験項目について平均点等により定めた基準を満たす受験者の中から、総合的に選考します。

#### (3) 選考結果の通知

選考試験の結果は、試験当日指定する日に合格者の受験番号を県庁玄関掲示板に掲示するほか、受験者全員に文書で通知します。また、あわせて三重県教員採用のウェブサイト (<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>) に合格者の受験番号を掲載します。なお、受験者全員に合否とともに、試験項目ごとの得点を通知します。

## 5 採用及び勤務条件

### (1) 採用

- ・ 合格者は、原則として令和3年4月1日に採用します。なお、勤務先は三重県立相可高等学校を予定していますが、採用後人事異動により変わることがあります。
- ・ 地方公務員法第22条第1項の規定により、採用時から1年間を条件付採用とし、この間良好な成績で勤務したときに正式に採用するものとします。
- ・ 選考試験に合格し、その後採用が内定した人であっても、次のア～イのいずれかに該当する場合は、採用資格を失います。
  - ア 学校教育法第9条または地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当することになった場合（注）
  - イ 日本国籍を有しない人で、在留資格（教育）を必要とする人が、令和3年3月31日までにこれを取得できない場合
- ・ 合格者のうち、高等学校教諭家庭科普通免許状を有しない人については、教育職員特別免許状を授与するのに必要な要件を満たしているものと三重県教育委員会が判断した場合に、これを授与します。なお、この免許状は、三重県においてのみ効力を有します。

（注） 学校教育法第9条、地方公務員法第16条に定める欠格条項

- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 教育職員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### (2) 勤務条件

- ・ 給与 三重県の公立学校職員の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- ・ 勤務時間 原則として 8時30分～17時00分（月曜日～金曜日） 7時間45分

## 6 申込手続き

### 申込時の提出書類

#### ①三重県立学校家庭科教員採用選考試験申込書（様式1）

必要事項を記入のうえ、写真を貼付すること。

#### ②教育研究若しくは実地指導にかかる業務従事証明書（様式2）

本要項【4】1(4)に該当する場合は提出すること。複数の事業所（事業主）にわたり証明が必要な場合は、必要枚数分の用紙を準備し、それぞれ証明を受けること。

#### ③専門調理師または調理師免許の写し（A4サイズにすること）

#### ④返信用封筒（郵便番号、住所、名前を記入し、94円切手を貼った長形3号封筒）

### 申込方法について

書類一式を角形2号（33cm×24cm程度の大きさ）の封筒に入れ、封筒の表に「家庭科教員採用選考試験申込書在中」と朱書きし、「簡易書留」として郵送してください。

申込受付期間 令和2年11月13日（金）～同年11月27日（金） 当日消印有効

申込先 〒514-8570 津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

## 【5】 新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 受験日に新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法施行規則で出席停止が定められている感染症）に罹患して治癒していない方は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を控えていただくようお願いします。
- (2) 保健所から濃厚接触者に該当するとされた方で、健康観察期間中に受験日が重なる場合については、教職員課まで連絡をお願いします。
- (3) 試験までの2週間、体温を毎朝測定し、体温測定報告表に結果を記入してください。体温測定報告表は、試験当日に持参し、会場入り口で提示してください。
- (4) 試験当日は、受付時において検温を実施します。
- (5) 試験会場では、感染予防のため、マスクの持参及び着用をお願いします。
- (6) 試験会場入口にて、アルコール消毒液を設置しますので、手指消毒を行ったうえで入場してください。
- (7) 試験中は換気のため、適宜、窓や扉を開放しますので、体温調整のしやすい服装で受験してください。

## 【6】 その他

- (1) 障がいにより、受験場において配慮を必要とする場合は、申込書の所定の欄に記入するとともに、三重県教育委員会事務局教職員課まで申し出てください。
- (2) 郵便で申込書類を請求する場合は、あて先を明記し94円切手を貼った返信用封筒（長形3号）を同封し、三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班まで申し込んでください。

## 【7】 情報公開、問い合わせ先等

三重県立学校家庭科（食物調理）教員採用選考試験にかかる情報公開について

令和3年度三重県立学校家庭科（食物調理）教員採用選考試験の問題等について、次の要領により開示します。

### 1 開示する問題等

筆答試験（問題と正解）・小論文（問題）

### 2 開示方法

1月12日以降、三重県情報公開・個人情報総合窓口において閲覧できます。

（津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎 1階/TEL 059-224-2073）

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

写しを希望する場合は、コピー代金（1枚10円）が必要となります。

なお、過去に実施した試験問題についても、実施後5年間、同様に開示します。

## ★ 受験に関する問い合わせ先

問い合わせ先：三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

電話 059-224-2959 FAX 059-224-3040

E-mail kyosyok@pref.mie.lg.jp

また、教員採用選考試験に関するご案内は、下記のウェブサイトで紹介しています。

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>

★ 書類の送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

○書類提出の際は角形2号(33cm×24cm程度の大きさ)又は長形3号(23.5cm×12.0cm)  
の封筒を使用してください。

○ 教員としての資質の向上に関する指標

| ライフステージ<br>資質能力にかかる項目 |                     | 教職着任時<br>教職に就く者として求められる基礎的な知識や技能を身につけている。                                |                             |
|-----------------------|---------------------|--|-----------------------------|
| 教職を担うにあたるにあたり必要とされる素養 | 教育的愛情<br>使命感<br>責任感 | ○児童生徒への深い愛情と教員としての使命感や責任感を身につけている。                                       |                             |
|                       | 倫理観<br>コンプライアンス     | ○法令遵守や服務規律確保の重要性を理解している。   |                             |
|                       | 社会性<br>コミュニケーション力   | ○社会人としての常識と教養を身につけ、立場に応じた発言や行動ができる。                                      |                             |
|                       | 学び続ける意欲<br>探究心      | ○自己研鑽の必要性について理解し、自ら学び続ける意欲を持っている。  |                             |
| 教職を担うにあたり必要とされる専門性    | 児童生徒理解              | ○児童生徒一人ひとりの実態や生活背景をふまえ、細やかな配慮の必要性を理解し、カウンセリングマインドを身につけている。               |                             |
|                       | 授業計画                | ○学習指導要領の内容を理解し、授業づくりに向けて、教科等に関する専門的知識・技能を身につけていく。                        |                             |
|                       | 授業実践                | ○基礎的な指導方法や指導技術を身につけ、授業を実践することができるとともに、学習評価を適切に行うことの大切さを理解している。           |                             |
|                       | 授業改善                | ○授業研究の必要性を理解し、授業改善に向け、継続して努力することができる。                                    |                             |
|                       | 生徒指導                | ○児童生徒の普段の様子から児童生徒の発するサインに気づくことができる。<br>○実態に即して個に応じた指導や集団への指導の必要性を理解している。 |                             |
| 教職を担うにあたり必要とされる専門性    | 学校組織運営力             | ○学級経営<br>学校運営への参画  | ○学級担任としての役割や校務分掌の内容を理解している。 |
|                       | 危機管理                | ○学校における安全配慮義務や危機管理の重要性を理解するとともに、有事の際に基本的な危機回避行動ができる。                     |                             |
|                       | チームワーク人材育成          | ○組織の一員としての自覚を持ち、周囲からの指導・助言を受け止め、周囲と連携・協力して行動することができる。                    |                             |
|                       | 家庭・地域社会・関係機関との連携と協働 | ○学校が家庭や地域、関係機関と連携して教育活動を行うことの効果や重要性を理解している。                              |                             |
|                       | ワーク・ライフ・バランス        | ○ワーク・ライフ・バランスの重要性を理解している。  |                             |
|                       | 教育課題への対応力           | ○豊かな国際感覚を持つことや、郷土を愛することの大切さを理解している。                                      |                             |
|                       | グローバル教育・郷土教育        | ○社会の動向やニーズに关心を持ち、キャリア教育の重要性を理解している。                                      |                             |
|                       | キャリア教育              | ○ICTの効果や情報教育の必要性を理解している。   |                             |
|                       | 情報教育                | ○人権教育の意義とその重要性を理解し、差別や偏見をなくすための自らの責務を自覚している。                             |                             |
|                       | 特別支援教育              | ○特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の必要性と、児童生徒が互いを尊重し、共に学ぶことの大切さを理解している。              |                             |
|                       | 外国人児童生徒教育           | ○日本語指導が必要な児童生徒に対する指導や保護者への支援の必要性、多文化共生に係る学習の大切さを理解している。                  |                             |
|                       | いじめに関する事項           | ○いじめの防止、早期把握の必要性を理解している。   |                             |
|                       | 不登校に関する事項           | ○児童生徒が安心して意欲的に学ぶことができる学校・学級づくりや不登校の初期対応の必要性を理解している。                      |                             |
|                       | 防災に関する事項            | ○三重県の地理的特性をふまえた防災教育の重要性を理解している。  |                             |